

# ひとり親家庭支援制度のご案内

申・問／子育て支援課 内2642・2645・2647 ☎463-2834

## JR通勤定期乗車券割引制度

児童扶養手当を受給している場合、JRの定期乗車券を3割引きで購入できます。なお、この制度で購入できるのは、通勤定期乗車券に限ります。

**対象者**／児童扶養手当受給者または同一の世帯員で、通勤定期乗車券を必要とする方（全部支給停止の方は対象となりません）。

**申請方法**／「特定者資格証明書交付申請書」「特定者用定期乗車券購入証明書交付申請書」（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、申請してください。

※有効期限内の「特定者資格証明書」のある方が「特定者用定期券購入証明書」の交付申請を希望される場合は、特定者資格証明書のみご持参ください。

**申請に必要なもの**／児童扶養手当証書、印鑑、定期乗車券を購入する方の証明写真（6ヶ月以内に撮影の正面全半身、縦4cm・横3cmのもの）

## ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭や父子家庭または親がいないため親に代わってそのお子さんを育てている養育者家庭等の皆さん、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です（所得制限があります）。

**対象者**／①母子家庭の母と児童 ②父子家庭の父と児童  
③父母のいない児童とその養育者 ④父（または母）に一定の障害がある児童とその父（または母）を監護する母（または父）

※児童とは、18歳に達した年度の末日までの方です。（一定の障害がある児童は20歳未満）

## 母子家庭生活支援制度

### ①母子家庭自立支援教育訓練給付金制度

**対象者**／次のすべてに該当する母子家庭の母

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準であること
- ・雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと

**対象講座**／雇用保険制度による教育訓練給付の指定教育講座

**支給額**／講座を受講するために支払った入学料および受講料の20%に相当する額（上限10万円、下限4千円）

### ②母子家庭高等技能訓練促進費等支給制度

**対象者**／次のすべてに該当する母子家庭の母であり、現在就業中の方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準であること
- ・資格取得が見込まれること
- ・就業または育児と修業の両立が困難と認められること

**支給対象となる資格**／養成機関において、2年以上修業を必要とする次の資格

- ①看護師 ②介護福祉士 ③保育士 ④理学療法士
- ⑤作業療法士 ⑥①～⑤に準じた資格

**支給額（月額）**／非課税世帯の方 14万1,000円

課税世帯の方 7万500円

**支給期間**／全修業期間（平成23年度末までに修業を開始した方に限ります）

**入学支援修了一時金**／非課税世帯の方 5万円

課税世帯の方 2万5千円（平成20年4月以降入学した方に限ります）

## 児童扶養手当

**対象者および受給条件**／児童扶養手当は、18歳になった後の最初の3月末までの子さん、または20歳未満で障害のある次のいずれかに該当する子さんを養育している父母、または養育者に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母に一定の障害がある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤その他

・未婚で生まれた児童  
・父または母が1年以上養育をしていない児童など  
ただし、請求者が公的年金を受けられる場合（老齢福祉年金を除く）、児童が父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができる場合は、受給できません。また、一定の所得制限があり、支給が停止になることもあります。

### 手当の金額／

子どもの数 (全部支給)	月額 (一部支給)
1人	41,550円
2人	46,550円
3人以上	(41,540円～9,810円) + 5,000円 1人につき上記に3,000円を加算

受給条件等の詳細は、子育て支援課までお問い合わせください。

### 児童扶養手当受給中の方へ 重要！

#### 現況届の提出について

すでに、児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月に現況届の提出が必要です（対象となる方には、市からの通知でお知らせします）。なお、現況届が提出されていない場合、8月以降の手当は支給されませんのでご注意ください。

○臨時受付窓口を開設します

8月2日㈫、8月4日㈭は、午後8時まで子育て支援課窓口で現況届の受け付けを行います。

#### 一部支給停止除外事由届出書の提出について

手当の支給開始等から一定期間（おおむね5年）が経過した受給資格者については、手当の支給額の2分の1が支給停止される場合があります。

ただし、次の①～④に該当する方などについては、支給停止が除外されます。

①就業している。 ②求職している。 ③身体または精神に障害がある。 ④負傷または病気で就業が困難である。

支給停止を除外するためには「児童扶養手当一部支給停止除外事由届出書」を提出する必要があります。

※なお、該当する方には個別に通知します。

## 障害年金の子の加算の運用見直しに伴う児童扶養手当の取り扱い

今まで障害年金に子の加算があると、児童扶養手当を受けることができませんでした。

平成23年4月1日から父または母が一定の障害の状態にある場合、児童扶養手当額が年金の子の加算額を上回る場合に限り、児童扶養手当を受給することができるようになりました。